

西大台利用調整地区に関する概要

1. 利用調整地区設定の経緯

平成 14 年 4 月	自然公園法を改正（利用調整地区制度を創設）
平成 14 年 11 月	「大台ヶ原自然再生検討会」を設置
平成 17 年 1 月	「大台ヶ原自然再推進計画」を策定
平成 18 年 2 月	「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を設置
平成 18 年 4 月 26 日	「西大台への利用調整地区の指定に関する懇談会」を上北山村で開催
平成 18 年 12 月 26 日	「西大台利用調整地区」を新設することを告示
平成 19 年 6 月 1 日	「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画」を策定
平成 19 年 9 月 1 日	「西大台利用調整地区」の運用開始

2. 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

3. 主な利用調整の内容と根拠

3-1. 利用人数の適正化

1日当たりの利用者数の上限と1グループ当たりの利用者数の上限を設定することにより、特定の時期における利用の集中を緩和し、自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

(1) 1日当たりの利用者数の上限

1日当たりの利用者数の上限を設定し、利用時期の分散（土日祝日から平日へ）、年間を通じた利用者数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査の結果等（モニタリング結果）をもとに協議会において年度ごとに合意形成を図る。

利用集中期の土日祝日	:	100人
利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日	:	50人
上記以外の平日	:	30人

※ 利用集中期：春期（GW）、夏期（8月中旬）、秋期（紅葉期）

- 設定理由）
- ・ 極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。（年間を通して100人を超える日が10日程度であることから、まず極端な集中による悪影響を回避する）
 - ・ 平日は年間を通して20人を超える日が少なく、原生的な雰囲気と静寂が確保されている。17年度の利用状況調査の結果では、トータルで1日平均の入込みは約25人であった。

- ・ GW、夏期、秋期を中心に、祝休日ほどではないが、平日でも比較的多い日がある（30～70人程度）。

（2）1グループ当たりの利用者数の上限

1グループ当たりの利用者数の上限を10名までとする。

- 設定理由）
- ・ 一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑える。
 - ・ 静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また、無理なくガイドの説明を聞くことができる人数とする。

3-2. 利用方法に関する規定

（1）認定手続き

立入りを希望する者は、事前に認定申請を行う（認定事務は指定認定機関が行う。指定認定機関は、認定手続きのため手数料（上限1,000円）を徴収し、認定の際、禁止行為や安全面での諸注意などについて周知徹底する）。

原則として当日、立入り前にビジターセンターに必ず立ち寄り、氏名等の確認を受けた上で事前レクチャーを受講し、大台ヶ原の自然・歴史等に関する情報を受ける。

受講後、利用調整地区内において立ち入る際は、認定証を身につけ、他者から判別できるようにする。

- 設定理由）
- ・ 利用マナーの徹底を図るとともに、利用の安全性を確保するために、事前レクチャーを義務づけることが必要である。
 - ・ より質の高い利用を推進していくためにも、大台ヶ原の自然・歴史・文化についてのレクチャーの実施が必要である。